

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の移転関係)

市町名(彦根市)

番号	権利の移転をする者		権利の移転をする土地					移転する権利					権利の移転を受ける者				
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 ㎡	権利の種類	内容	移転の時期 年.月.日	終期 年.月.日	残存期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法	氏名又は名称	住所
			市町	大字	字	地番											
1	川村 茂	滋賀県彦根市	彦根市	薩摩町	下ノ橋	164	田	2,953	賃借権	水田	R5.8.1	R8.12.31	3年5ヶ月	41kg	物納	川村 光春	滋賀県彦根市
2	川村 茂	滋賀県彦根市	彦根市	薩摩町	下ノ橋	165	田	1,488	賃借権	水田	R5.8.1	R8.12.31	3年5ヶ月	41kg	物納	川村 光春	滋賀県彦根市
3	川村 茂	滋賀県彦根市	彦根市	薩摩町	下ノ橋	166	田	748	賃借権	水田	R5.8.1	R8.12.31	3年5ヶ月	41kg	物納	川村 光春	滋賀県彦根市
4	川村 茂	滋賀県彦根市	彦根市	薩摩町	下ノ橋	167	田	1,284	賃借権	水田	R5.8.1	R8.12.31	3年5ヶ月	10,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し	川村 光春	滋賀県彦根市
5	川村 茂	滋賀県彦根市	彦根市	薩摩町	下ノ橋	168	田	85	賃借権	水田	R5.8.1	R8.12.31	3年5ヶ月	10,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し	川村 光春	滋賀県彦根市
6	川村 茂	滋賀県彦根市	彦根市	薩摩町	高畔	359	田	2,456	賃借権	水田	R5.8.1	R8.12.31	3年5ヶ月	41kg	物納	川村 光春	滋賀県彦根市
7	川村 茂	滋賀県彦根市	彦根市	薩摩町	高畔	360	田	1,656	賃借権	水田	R5.8.1	R8.12.31	3年5ヶ月	10,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し	川村 光春	滋賀県彦根市
8	川村 茂	滋賀県彦根市	彦根市	薩摩町	高畔	361	田	3,760	賃借権	水田	R5.8.1	R8.12.31	3年5ヶ月	10,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し	川村 光春	滋賀県彦根市
9	川村 茂	滋賀県彦根市	彦根市	薩摩町	神上	588-1	田	2,099	賃借権	水田	R5.8.1	R13.12.31	8年5ヶ月	10,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し	川村 光春	滋賀県彦根市
10	川村 茂	滋賀県彦根市	彦根市	薩摩町	神上	589-1	田	1,811	賃借権	水田	R5.8.1	R13.12.31	8年5ヶ月	41kg	物納	川村 光春	滋賀県彦根市
11	川村 茂	滋賀県彦根市	彦根市	薩摩町	村ノ内	532	田	648	賃借権	水田	R5.8.1	R13.12.31	8年5ヶ月	10,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し	川村 光春	滋賀県彦根市
12	川村 茂	滋賀県彦根市	彦根市	薩摩町	長畑	91	田	3,000	賃借権	水田	R5.8.1	R8.12.31	3年5ヶ月	10,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し	川村 光春	滋賀県彦根市
13	川村 茂	滋賀県彦根市	彦根市	薩摩町	長畑	92	田	1,763	賃借権	水田	R5.8.1	R8.12.31	3年5ヶ月	10,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し	川村 光春	滋賀県彦根市
14	川村 茂	滋賀県彦根市	彦根市	薩摩町	藤田	335-1	田	3,558	賃借権	水田	R5.8.1	R8.12.31	3年5ヶ月	41kg	物納	川村 光春	滋賀県彦根市
15	川村 茂	滋賀県彦根市	彦根市	薩摩町	和田	491	田	1,515	使用貸借権	水田	R5.8.1	R8.12.31	3年5ヶ月	—	—	川村 光春	滋賀県彦根市
16	川村 茂	滋賀県彦根市	彦根市	薩摩町	和田	492	田	3,662	使用貸借権	水田	R5.8.1	R8.12.31	3年5ヶ月	—	—	川村 光春	滋賀県彦根市
17	川村 茂	滋賀県彦根市	彦根市	薩摩町	和田	493	田	1,785	賃借権	水田	R5.8.1	R8.12.31	3年5ヶ月	10,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し	川村 光春	滋賀県彦根市

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃借権又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき